

# 横浜市会本会議場親子傍聴室取扱要領

制 定 令和2年5月25日

最近改正 令和7年2月1日

## (目的)

第1条 この要領は、横浜市会傍聴規則（昭和25年4月横浜市会規則第1号）

第2条第3項の規定に基づき、同項に規定する親子傍聴室（以下「親子傍聴室」という。）の運用方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (対象者)

第2条 親子傍聴室の使用は、乳幼児及び児童並びにその保護者及び引率者を対象とする。

## (使用人数)

第3条 親子傍聴室は、1室当たり2組程度まで使用することができる。

## (申請手続)

第4条 親子傍聴室を使用しようとする者は、横浜市会傍聴規則第3条第1項に規定する傍聴券交付申請簿に住所及び氏名を記入し、口頭により親子傍聴室の使用を申し出るものとする。ただし、受付時に親子傍聴室の使用の申出をしていなくとも、親子傍聴室が空いていれば、係員に申し出た上で、親子傍聴室を使用することができる。

2 親子傍聴室の使用は、当日先着順とし、事前に予約することはできない。

3 会議が、おおむね正午から午後1時までの間の休憩（以下「昼休憩」という。）となった時に親子傍聴室を使用していた者であっても、昼休憩後の会議再開の際は、親子傍聴室の使用について、改めて係員に申出を行うものとする。

4 前項の規定により親子傍聴室を使用する場合についても、先着順とする。

(親子傍聴室の利用者の遵守事項)

第5条 横浜市会傍聴規則第7条第1項第5号の規定にかかわらず、親子傍聴室内においては授乳を行うことができる。

2 おむつ交換等については、別途指定の場所で行わなければならない。

(人数管理)

第6条 受付及び親子傍聴室出入口において、入退室の人数管理を行う。

(傍聴人の退室)

第7条 親子傍聴室の利用者は、会議が休憩となったとき、会議が閉会したとき又は秘密会を開く議決があったときは、速やかに親子傍聴室から退室しなければならない。ただし、昼休憩以外の休憩の場合には、休憩中であっても、親子傍聴室を開扉したままで、引き続き使用することができる。

附 則

この要領は、令和2年5月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月1日から施行する。